

提出済み要望書⑩憲法委員会提案

2014年10月20日

内閣総理大臣 安倍晋三様 各政党党首、マスコミ各社

特定秘密保護法の施行に反対し、同法の廃止を求める声明

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子

實生 律子

紙谷 雅子

安倍内閣は昨年12月6日、参議院における強行採決によって特定秘密保護法を成立させました。同法は、憲法で保障された国民の知る権利、表現の自由を奪い、重大なプライバシー侵害を起こしかねない法律であり、国際婦人年連絡会は直ちに「特定秘密保護法の強行成立に抗議し、廃止を求める声明」を發表しました。

7月に同法の施行令、政令、運用基準案がパブコメに付され、多くの批判的意見を含む約2万4000通もの意見が提出されました。また、国連自由権規約委員会は7月31日、秘密指定には厳格な定義が必要であること、ジャーナリストや人権活動家の公益のための活動が処罰から除外されるべきことなどを日本政府に勧告しました。

しかし、パブコメや勧告の重要な指摘はほとんど顧みられず、運用基準は微修正にとどまり、恣意的な特定秘密指定の危険性等は何ら解消されていません。政府が集団的自衛権の行使容認を閣議決定したことにより、秘密指定の根拠とされる安全保障の意味が質的に拡大していることも重大です。にもかかわらず、同法の施行令、政令、運用基準案は9月10日に「情報保全諮問会議」でおおむね了承され、12月10日施行をめざすと報道されました。

私たちは、知る権利を奪い、民主主義を崩壊させ、戦争への道へとつながる特定秘密保護法の施行を許すことはできません。そして、これからも憲法の原則である国民主権、基本的人権、平和主義が踏みにじられることのないよう厳しく監視していくことを改めて宣言し、この法律の廃止を求めます。

以上